

構造改革特別区域計画変更(地産地消の食育による安心子育て特区)新旧対照表

変更前	変更後
<p>(略)</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>田原市は、愛知県の南端に位置する渥美半島のほぼ全域を市域とし、北は三河湾、南は太平洋、西は伊勢湾と三方を海に囲まれ、東西約30km、南北約5～10kmで、面積188.81km²、人口65,273人(平成25年12月末現在)の市である。</p> <p>(略)</p> <p>市内の臨海工業用地には、輸送機械製造業を中心に60を超える企業が立地し、全国29位、県内4位(21年)の製造品出荷額等となっている。(略)</p> <p>(略)</p> <p>市内の就学前児童の施設は、市立保育所が21園、私立幼稚園が2園あり、平成25年12月1日現在で、保育所に1,660人(定員2,070人)、幼稚園に約350人(定員345人)が通っており、保育所では、一時保育、障害児保育などの特別保育を実施し、保育の充実を図っている。</p> <p>(略)</p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>近年の社会構造の変化により女性の社会進出が進んだことから、家庭の養育機能の低下が指摘され、その一つとして児童の食習慣の乱れが危惧されている。こうしたことから、家庭の養育機能を補完し、養育者の仕事と子育ての両立支援を行う保育所の役割は重要であり、様々な子育て支援サービスを充実させていく必要がある。一方、地方自治体の限られた財源を効率的に活用し、多様なニーズに対応する保育所運営が求められている。このため保育所の統廃合と民営化に取り組み、5園を休園、1園を新設して公立保育所数を21園とし、さらに公立保育所1園を平成26年4月1日に民営化することで公立保育所数は20園となる。</p> <p>現在、「<u>田原市学校給食センター(以下「給食センター」と記載)</u>」では、<u>市内25施設(小中学校12校、保育園13園)に給食を提供しており、さらに市内全小中学校、保育園、幼稚園への給食提供を可能とするため、PFI方式により、整備・運営に民間経営のノウハウを導入することで、保護者の方が試食できる開かれた施設、バイキング給食などの多彩なメニュー、全国最大級のオール電化システム等、先進的な取り組みを行い、1日当たり9,000食が調理可能な新しい給食センター(以下「新給食センター」と記載)の建設を進めている。</u>平成26年4月1日から市内49施設(小中学校27校、保育園21園(内、私立3歳以上1園含む)、私立幼稚園1園)に新給食センターから給食提供を行い、この新給食センターの活用により、公立保育所運営の合理化、効率化に一層取り組む計画である。</p> <p>(略)</p> <p>6～9 (略)</p> <p>・別紙</p> <p>(略)</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>田原市内の公立保育所 第一保育園、野田保育園、六連保育園、南部保育園、東部保育園、加治保育園、中部保育園、北部保育園、神戸保育園、大草保育園、山北保育園、高松保育園、赤羽根保育園、若戸保育園、泉保育園、清田保育園、福江保育園、中山保育園、小中山保育園、伊良湖岬保育園(以上 20園)</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始日</p> <p>平成26年4月1日</p> <p>4 (略)</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>① 公立保育所における給食の外部搬入の実施に当たっては、「保育所における給食の提供ガイドライン」を踏まえて取り組むとともに、「保育所における食事の提供について(平成22年6月1日付け雇児発0601第4号)」における外部搬入実施に当たっての留意事項を遵守する。 各保育所の調理室の面積及び主な設備は以下のとおりであるが、各保育所とも、所要の再加熱や冷蔵・冷凍、配膳を行う。 また、体調不良児への対応については、保育所内に配置する職員、保育士、栄養士等が協議し、供給量の調整、主食を柔らかくする刻み食など、園児に合わせて対応する。</p> <p>【各保育所調理室の状況】</p>	<p>(略)</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>田原市は、愛知県の南端に位置する渥美半島のほぼ全域を市域とし、北は三河湾、南は太平洋、西は伊勢湾と三方を海に囲まれ、東西約30km、南北約5～10kmで、面積188.81km²、人口64,702人(平成26年12月末現在)の市である。</p> <p>(略)</p> <p>市内の臨海工業用地には、輸送機械製造業を中心に60を超える企業が立地し、全国29位、県内6位(23年)の製造品出荷額等となっている。(略)</p> <p>(略)</p> <p>市内の就学前児童の施設は、市立保育所が19園、私立保育所が1園、私立幼稚園が2園あり、平成26年12月1日現在で、市立保育所に1,476人(定員1,920人)、私立保育所に147人(定員160人)、幼稚園に約384人(定員449人)が通っており、保育所では、一時保育、障害児保育などの特別保育を実施し、保育の充実を図っている。</p> <p>(略)</p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>近年の社会構造の変化により女性の社会進出が進んだことから、家庭の養育機能の低下が指摘され、その一つとして児童の食習慣の乱れが危惧されている。こうしたことから、家庭の養育機能を補完し、養育者の仕事と子育ての両立支援を行う保育所の役割は重要であり、様々な子育て支援サービスを充実させていく必要がある。一方、地方自治体の限られた財源を効率的に活用し、多様なニーズに対応する保育所運営が求められている。このため保育所の統廃合と民営化に取り組み、公立保育所1園を平成26年4月1日に民営化して公立保育所数を20園とし、更に平成27年4月1日に2園を廃園して1園を新設することで公立保育所数は19園となる。</p> <p>現在、整備・運営に民間経営のノウハウを導入したPFI方式により、保護者の方が試食できる開かれた施設、バイキング給食などの多彩なメニュー、全国最大級のオール電化システム等、先進的な取り組みを行い、1日当たり9,000食が調理可能な田原市給食センター(以下「新給食センター」と記載)が平成26年4月1日から稼働し、市内48施設(小中学校27校、保育園20園(内、私立3歳以上1園含む)、私立幼稚園1園)に新給食センターから給食提供を行い、この新給食センターの活用により、公立保育所運営の合理化、効率化に一層取り組む計画である。</p> <p>(略)</p> <p>6～9 (略)</p> <p>・別紙</p> <p>(略)</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>田原市内の公立保育所 第一保育園、野田保育園、六連保育園、東部保育園、中部保育園、北部保育園、神戸保育園、大草保育園、山北保育園、高松保育園、赤羽根保育園、若戸保育園、泉保育園、清田保育園、福江保育園、中山保育園、小中山保育園、伊良湖岬保育園、稲場保育園(以上 19園)</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始日</p> <p>平成27年4月1日</p> <p>4 (略)</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>① 公立保育所における給食の外部搬入の実施に当たっては、「保育所における食事の提供ガイドライン」を踏まえて取り組むとともに、「保育所における食事の提供について(平成22年6月1日付け雇児発0601第4号)」における外部搬入実施に当たっての留意事項を遵守する。 各保育所の調理室の面積及び主な設備は以下のとおりであるが、各保育所とも、所要の再加熱や冷蔵・冷凍、配膳を行う。 また、体調不良児への対応については、保育所内に配置する職員、保育士、栄養士等が協議し、供給量の調整、主食を柔らかくする刻み食など、園児に合わせて対応する。</p> <p>【各保育所調理室の状況】</p>

保育所名	調理室面積	加熱設備	保存設備		配膳設備	
		ガステーブル	冷蔵庫	冷凍庫	配膳車	食器消毒保管庫
第一保育園	23.40㎡	2口	1台	3台	5台	1台
野田保育園	22.50㎡	2口	2台	1台	2台	1台
六連保育園	38.60㎡	2口	2台	1台	2台	1台
南部保育園	22.45㎡	2口	2台	1台	1台	1台
東部保育園	29.16㎡	2口	2台	1台	2台	1台
加治保育園	30.24㎡	2口	1台	1台	1台	1台
中部保育園	62.40㎡	2口	3台	1台	3台	1台
北部保育園	38.48㎡	3口	2台	1台	1台	1台
神戸保育園	35.91㎡	2口	2台	1台	3台	1台
大草保育園	32.34㎡	2口	1台	1台	2台	1台
山北保育園	29.04㎡	2口	2台	1台	1台	1台
高松保育園	39.44㎡	2口	1台	1台	2台	1台
赤羽根保育園	40.93㎡	2口	1台	1台	3台	1台
若戸保育園	38.48㎡	2口	1台	1台	3台	1台
泉保育園	66.60㎡	3口	2台	1台	3台	1台
清田保育園	51.00㎡	3口	1台	1台	3台	1台
福江保育園	67.00㎡	3口	3台	1台	5台	1台
中山保育園	46.30㎡	4口	3台	2台	2台	1台
小中山保育園	60.20㎡	2口	1台	1台	4台	1台
伊良湖岬保育園	25.50㎡	2口(電磁)	1台	1台	4台	1台

② 外部搬入方式による給食は、年齢に応じて大きさや量などを工夫して提供する。3歳未満児については、栄養士の指示により柔らかくしたり、刻み食としたりして提供する。離乳食は、保育所の調理室で調理したものを提供する。3歳未満児について、回数、時機は、従来から保育所で行われている給食と同様の形態を取る。新給食センターからの外部搬入の契約については、原則は保育所と新給食センターとの間で契約を締結することが要件だが、PFI方式での**建設、調理**であっても、献立、食材発注は市が直接行い、市立**学校給食センター**から市立保育所への搬入であり、契約という行為に馴染まない。このため、市長と教育長との間で覚書を締結することとする。また、新給食センターとなっても指導保育士が献立委員会に参画することにより、保育所の給食への要望を伝える。

③ (略)

調理方式は、食材を加熱調理後、冷凍又は冷蔵せずに運搬し、速やかに提供するクックサーブ方式で実施する。また、**これまでの給食センター**からの配送ルートを選定と食缶の保温能力の検証結果から、小中学校、私立保育園、私立幼稚園への給食との混載配送により給食運搬車は総数で14台とし、2時間以内の喫食（給食が出来上がる時間から児童が食べ始めるまでの時間）を実現する。

【給食の配送計画】

1号車	2号車	3号車	4号車	5号車
センター10:00	センター 9:45	センター 9:45	センター 9:45	センター 9:45
野田保 10:14	北部保 10:21	山北保 10:15	伊良湖岬保	清田保 10:24
南部保 10:30	加治保 10:31	第一保 10:30	10:11	泉保 10:36
神戸保 10:46	大草保 10:44	(漆田保)10:41	若戸保 10:27	センター10:53
東部保 11:02	センター10:52	センター10:58	センター 10:36	
センター 11:20				

6号車	7号車	9号車	11号車	13号車
センター10:00	センター10:00	センター10:00	センター10:15	センター10:00
赤羽根保10:11	六連保 10:22	小中山 10:36	中部保 10:41	福江保 10:36
(蔵王幼)10:44	高松保 10:44	中山 10:48	センター11:01	センター10:56
センター11:07	センター10:48	センター11:13		

(記載注) センター：新給食センター ○○○保：○○○保育園
(○○幼)：(○○幼稚園)
(○○保) 私立保育所に3歳以上児給食のみ配送
8号車、10号車、12号車、14号車は小中学校のみ配送

④ 園児の給食については、各保育所の職員会議での反省や園長による検討会で検証する。また、毎月の献立を保護者に配布し、園児の食材に対するアレルギーの有無や、献立に対する保護者の要望等の聴取に努める。これらの結果は、指導保育士が献立委員会に伝えることで、給食に対する保育所や養育者の意見を反映する。

保育所名	調理室面積	加熱設備	保存設備		配膳設備	
		ガステーブル	冷蔵庫	冷凍庫	配膳車	食器消毒保管庫
第一保育園	23.40㎡	2口	1台	3台	5台	1台
野田保育園	22.50㎡	2口	2台	1台	2台	1台
六連保育園	38.60㎡	2口	2台	1台	2台	1台
東部保育園	29.16㎡	2口	2台	1台	2台	1台
中部保育園	62.40㎡	2口	3台	1台	3台	1台
北部保育園	38.48㎡	3口	2台	1台	1台	1台
神戸保育園	35.91㎡	2口	2台	1台	3台	1台
大草保育園	32.34㎡	2口	1台	1台	2台	1台
山北保育園	29.04㎡	2口	2台	1台	1台	1台
高松保育園	39.44㎡	2口	1台	1台	2台	1台
赤羽根保育園	40.93㎡	2口	1台	1台	3台	1台
若戸保育園	38.48㎡	2口	1台	1台	3台	1台
泉保育園	66.60㎡	3口	2台	1台	3台	1台
清田保育園	51.00㎡	3口	1台	1台	3台	1台
福江保育園	67.00㎡	3口	3台	1台	5台	1台
中山保育園	46.30㎡	4口	3台	2台	2台	1台
小中山保育園	60.20㎡	2口	1台	1台	4台	1台
伊良湖岬保育園	25.50㎡	2口(電磁)	1台	1台	4台	1台
稲場保育園	37.50㎡	2口(電磁)	3台	1台	6台	1台

② 外部搬入方式による給食は、年齢に応じて大きさや量などを工夫して提供する。3歳未満児については、栄養士の指示により柔らかくしたり、刻み食としたりして提供する。離乳食は、保育所の調理室で調理したものを提供する。3歳未満児について、回数、時機は、従来から保育所で行われている給食と同様の形態を取る。新給食センターからの外部搬入の契約については、原則は保育所と新給食センターとの間で契約を締結することが要件だが、PFI方式での**調理**であっても、献立、食材発注は市が直接行い、市立**給食センター**から市立保育所への搬入であり、契約という行為に馴染まない。このため、市長と教育長との間で覚書を締結することとする。また、新給食センターとなっても指導保育士が献立委員会に参画することにより、保育所の給食への要望を伝える。

③ (略)

調理方式は、食材を加熱調理後、冷凍又は冷蔵せずに運搬し、速やかに提供するクックサーブ方式で実施する。また、**新給食センター**からの配送ルートを選定と食缶の保温能力の検証結果から、小中学校、私立保育園、私立幼稚園への給食との混載配送により給食運搬車は総数で14台とし、2時間以内の喫食（給食が出来上がる時間から児童が食べ始めるまでの時間）を実現する。

【給食の配送計画】

2号車	3号車	4号車	5号車	6号車
センター 9:44	センター 9:50	センター10:00	センター 9:55	センター 9:42
中部保 10:04	(漆田保) 10:08	若戸保 10:10	泉保 10:12	赤羽根保 9:49
山北保 10:16	第一保 10:19	伊良湖岬保	センター10:35	高松保 10:04
(蔵王幼)10:32	北部保 10:35	10:40		稲場保 10:19
センター11:02	センター11:12	センター11:35		東部保 10:35
				六連保 10:49
				センター11:12

8号車	9号車
センター 9:47	センター 9:40
野田保 9:57	清田保 9:58
神戸保 10:17	福江保 10:10
大草保 10:30	中山保 10:23
センター10:45	小中山保10:33
	センター11:05

(記載注) センター：新給食センター ○○○保：○○○保育園
(○○幼)：(○○幼稚園)
(○○保) 私立保育所に3歳以上児給食のみ配送
1号車、7号車、10号車～14号車は小中学校のみ配送

④ 園児の給食については、各保育所の職員会議での反省や園長による検討会で検証する。また、毎月の献立を保護者に配布し、園児の食材に対するアレルギーの有無や、献立に対する保護者の要望等の聴取に努める。これらの結果は、指導保育士が献立委員会に伝えることで、給食に対する保育所や養育者の意見を反映する。

アレルギー児童の除去食の具体的な対応として、事前に保護者と関係者(栄養士等)で打合せを行い、アレルギー管理指導表に基づいて提出された食物アレルギー対応申請書により食物アレルギー対応の認定を行います。原因食物については、詳細なアレルギー情報を提供します。給食でのアレルギー対応は、安全性を最優先とし、作業の複雑化を防ぎ、確実な除去食の提供を行います。新給食センターでは、対応食調理の担当者は原則専任とし、アレルギー対応責任者を置き、基本食調理とは区分して調理に従事するものとします。安全で確実なアレルギー対応食を提供するため、アレルギー対応食調理マニュアル

(略)

に記載する内容を遵守し、アレルギーの混入防止や配食から配送における誤配の防止まで徹底した安全管理を行います。

(略)

附 則

この計画は、平成27年4月1日から施行する。